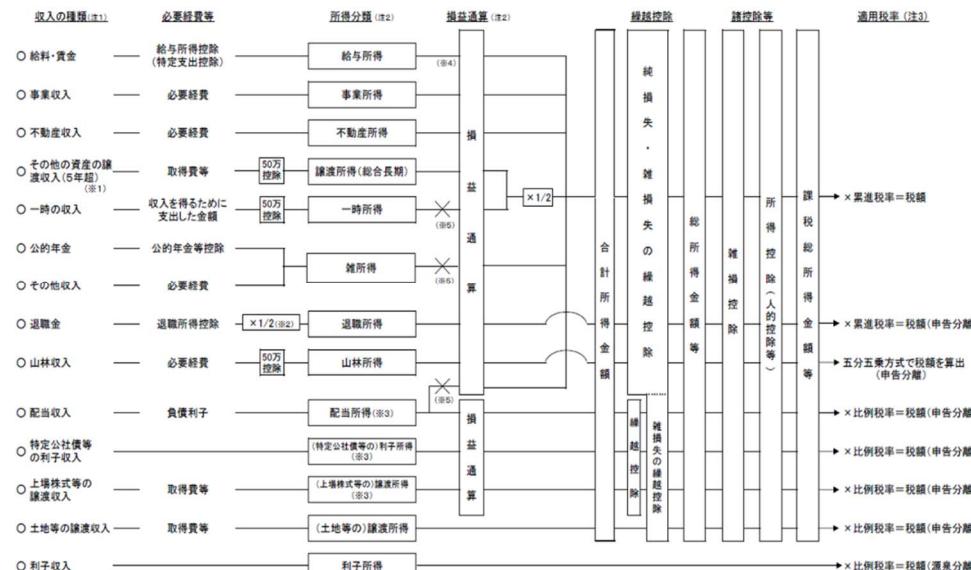


## 所得税計算の仕組み（イメージ）



TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-6455-4187

https://toeitax.co.jp/

2025/06月号

## 所得金額と税金①合計所得金額とは

### 様々な税制に影響あり

今月から数か月に渡って所得税における所得金額と税制の影響について解説します。

所得税においては様々な制度で所得制限が設けられており、一定の所得を超えると税制優遇などが受けられなくなるなど損をしてしまうこともあるため自分の所得を把握しておくことは非常に重要です。また、今年の改正でも160万円の壁が創設されたように近年改正が相次いでいるところもありますので、この機会に改めて所得制限について考えてみたいと思います。

まず、この「所得金額」が分かりにくい理由として、収入金額と違うため、という点が挙げられます。収入金額というのはサラリーマンで言うところの「額面」「年収」のことであり、これと所得金額は異なるものです。**所得金額とい**  
**うのは収入から経費を差し引いた差額で**  
**ある利益を指す**のですが、なぜしつくり来ないのかと言うと国民の大半を占めるサラリーマン（=給与所得）の人は経費を算定せず年収に応じて経費を勝手に決められているためです。これを「給与所得控除」と言いまなし経費として年末調整で勝手に計算され

### 合計所得金額とは

**年収△給与所得控除=給与所得となりま**  
**す。厄介なのは子供等扶養者がいる人とい**  
**ない人で給与所得控除の上限が異なっ**  
**いて、給与所得控除を把握するのも一苦労**  
**な点です。また、年金にもなぜか「公的年金**  
**控除」というみなし経費がありやはり額面と**  
**所得が一致しません。**さらに、**所得制限とい**  
**うのは複数の所得がある人の場合全てを**  
**合算した「合計所得金額」により判断され、**  
**この合算の仕方にもルールがあることから**  
**益々把握が困難となります。**

この合計所得金額は、給与所得や年金などの雑所得はもちろんのこと、事業所得や不動産を売却した場合の譲渡所得などもすべて合算して計算します。注意点としては、①**不動産売却の3000万控除等は控除前で合算、**②**事業所得の青色65万控除等は控除後、**③**上場株式の譲渡所得や配当所得は特定口座で申告不要のものは対象外だが、損益通算等で申告すると合算対象、**④**退職所得は原則1/2後で合算、**⑤**事業所得や不動産所得の赤字との損益通算後、**といったところです。

### 今月のコメント

本年の夏季休暇は8月12日(火)から15日(金)までとさせて頂きます。18日(月)から営業予定です。ご不便をお掛けしますがご理解のほど宜しくお願い致します。

長年仕事用に愛用していたプロフィール写真を下図のとおり10年振りに変えてみることにしました。きっかけは先日雑誌の記事のインタビューを受ける機会があり、その際プロのカメラマンに写真を撮って頂いたことなのですが、そもそも10年同じ写真を使っていてながら見飽きていたところでしたのでちょうど良い機会でした。また、よく「写真より実物の方が良い」とお言葉を頂くことが多かったことも理由です。言われる身としては嬉しいような、写真がマイナスと言われて悲しいような微妙な気持ちでした(笑)が個人的には「写真の方が良い」よりはマシだと思っています。

### 税理士 岡本勲

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人